

## 日本学生支援機構「第二種奨学金の貸与期間延長（対象：最高学年在籍者）」について

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が2020年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年延長できます。

つきましては、第二種奨学金の貸与期間延長を希望する学生は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出してください。なお、2021年度の在学採用において、第二種奨学生として新規で推薦することも可能となります。詳細は、追ってお知らせいたします。

- (1) 対象学種：既に第二種奨学金の貸与を受けている学部生・大学院生
- (2) 対象学年：現在所属している課程の最高学年  
(学部：4年生、修士課程2年生、博士後期課程3年生)
- (3) 対象者の要件：次の①～③の全てを満たす者
  - ①2020年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者  
※2020年度の途中で貸与終了する者を含みます。
  - ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
  - ③卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
- (4) 提出書類：「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式9）
  - ◎人的保証選択者は上記延長願に加え、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書を併せて提出してください
  - ◎【変更後の借入金額】は奨学課にて記載しますので無記入で結構です。
- (5) 提出期限：2021年1月8日（金）※事情により提出が遅れる場合は奨学課まで連絡ください。
- (6) 提出先：学生部奨学課（学生会館1階） ※郵送での提出でも受け付けます。  
◎郵送時：〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1  
早稲田大学学生部奨学課「日本学生支援機構奨学金 担当者宛」
- (7) その他
  - ①前記（4）の延長願の「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合」を選択してください。
  - ②願出の「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載してください。  
(記入例)「新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる」

以上